

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東七松町 丁目 15 番 20 号
名称 泉興業株式会社
代表者 代表取締役 泉原 久



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本



許可の年月日 令和 3 年 11 月 6 日

許可の有効期限 令和 10 年 11 月 5 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業 (積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類 (以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ① 汚泥
 - ② 廃油
 - ③ 廃酸
 - ④ 廃アルカリ
 - ⑤ 紙くず
 - ⑥ 木くず
 - ⑦ 繊維くず
 - ⑧ 動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑨ ゴムくず
 - ⑩ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 10 種類 (①⑩は、石綿含有産業廃棄物を含む。)
(①③④は、水銀含有ばいじん等を含む。)

(2) 収集運搬業 (積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類 (①②③⑤⑥⑦⑨は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥
 - ③ 廃プラスチック類
 - ④ ゴムくず
 - ⑤ 金属くず
 - ⑥ ガラスくず・コンクリートくず (工作物の除去等を除く。) 及び陶磁器くず
 - ⑦ 鉱さい
 - ⑧ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - ⑨ ばいじん
- 以上 9 種類 (①②⑦⑨は、水銀含有ばいじん等を含む。)
(③⑥⑧は、石綿含有産業廃棄物を含む。)

(裏面に続く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)

所在地	末広リサイクルセンター(第1工場) 兵庫県尼崎市末広町1丁目3番5	
面積	18.87 m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず)	1.82 m ³	容器保管
水銀使用製品産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、鉋さい、ばいじん)	0.6 m ³	容器保管
水銀含有ばいじん等 (燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん)	0.2 m ³	容器保管
特定家庭用機器廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず)	21.66 m ³	容器保管

(2)

所在地	末広リサイクルセンター(ストックヤード) 兵庫県尼崎市末広町1丁目3番14	
面積	417.26 m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類	360.62 m ³	屋内保管
石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、ガラスくず・陶磁器くず、がれき類)	84.00 m ³	屋内保管
燃え殻、汚泥、鉋さい、ガラスくず・陶磁器くず、ばいじん	935.66 m ³	屋内保管

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 52 年 4 月 13 日 新規許可 平成 28 年 11 月 6 日 更新許可
平成 22 年 2 月 9 日 変更許可(品目追加等) 令和 3 年 11 月 6 日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以上